

正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申しあげます（2015年1月19日）

■第3刷（2014年2月6日発行）の修正・更新箇所

※第1刷からの修正箇所はhttp://www.yodoshisha.co.jp/correction/9784758108713_corrections.pdfをご参照ください

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
第2章 チーム医療、在宅医療					
28	表5	下記※1参照		診療報酬の改訂に伴い、変更	15/01/19
第4章 傷病者の栄養アセスメント					
81	右段下から9行目	「日本人の食事摂取基準」の目標量は、 30歳以上で20%以上25%未満、30歳以下で20%以上30%未満である。	「日本人の食事摂取基準（2015年版）」の目標量は、1歳以上で20%以上30%未満である ¹⁹⁾ 。	「日本人の食事摂取基準」の改定に伴い、変更	15/01/19
88	文献		19)「日本人の食事摂取基準[2015年版]（厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定委検討会報告書）」、第一出版、2014	文献19を追加	15/01/19
第7章 栄養ケアの計画と実施、記録					
126	左段下から3行目	一般的には「日本人の食事摂取基準」から	一般的には「日本人の食事摂取基準」 ⁴⁾ から		15/01/19
129	右段下から12行目	一般治療食では「日本人の食事摂取基準」を参考に	一般治療食では「日本人の食事摂取基準」 ⁴⁾ を参考に		15/01/19
132	左段下から5行目	栄養管理実施加算は2012年に	栄養管理実施加算は特定の条件の場合を除き2012年に		15/01/19
151	文献	4)「日本人の食事摂取基準(2010版)」(厚生労働省)、第一出版、2009	4)「日本人の食事摂取基準[2015年版]（厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定委検討会報告書）」、第一出版、2014		15/01/19

図表

※1 下記が正しい表となります。赤色の枠で囲った部分の訂正をお願いいたします。

表5 管理栄養士・栄養士の業務に関する診療報酬

	診療報酬		要件
食事提供	入院時食事療養（Ⅰ）	640円/食	1日3食を限度とする。一定の要件を満たす保険医療機関での加算が認められる
	入院時食事療養（Ⅱ）	506円/食	1日3食を限度とする
	入院時生活療養（Ⅰ）	554円/食	食事提供の療養として、一定の要件を満たす長期療養を行う保険医療機関での加算が認められる。1日3食を限度とする
	入院時生活療養（Ⅱ）	420円/食	1日3食を限度とする
	特別食加算	76円/食	1日3食を限度とし、対象とする治療食に限る（ただし、栄養食事指導の対象となる治療食とは若干異なる）
	食堂加算	50円/日	食堂床面積は病床1床当たり 0.5 m^2 以上を確保する
栄養食事指導料	外来栄養食事指導料	130点/回	初回の月は月2回、その他の月は月1回とする。食事計画案などの配布と15分以上の指導が必要となる
	入院栄養食事指導料1	130点/回	週1回かつ入院中は2回を限度とする。食事計画案などの配布と15分以上の指導が必要となる
	入院栄養食事指導料2※1	125点/回	月1回かつ入院中は2回を限度とする。指導時の対象者は15人以下、1回の指導時間は40分以上とする
	集団栄養食事指導料	80点/回	月2回までとする。食事計画案や具体的な献立を示した栄養食事指導案の配布と実技（調理）を伴う30分以上の指導が必要となる。交通費は患者負担とする
	1. 同一建物居住者以外の場合	530点/回	月2回までとする。食事計画案や具体的な献立を示した栄養食事指導案の配布と実技（調理）を伴う30分以上の指導が必要となる。交通費は患者負担とする
	2. 同一建物居住者の場合	450点/回	
	栄養管理計画の策定	入院基本料および特定入院料にて包括	当該保険医療機関では1名以上の常勤の管理栄養士の配置（有床診療所の管理栄養士は常勤でなくともよい）。医師、管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者共同による栄養管理計画の作成、それに基づく栄養管理の実施・記録・必要に応じた見直しがなされていること※2
栄養管理	NST加算	200点/週	週1回程度のNSTのカンファレンスと回診、栄養治療実施計画の策定、チーム診療が必要である。栄養管理についての所定の研修を修了した常勤の医師、看護師、薬剤師、管理栄養士が参加する（いずれか1名は専従）。1日あたりの算定患者数は1チームにつき概ね30人以内とする
		100点/週（地域指定）	厚生労働大臣が定める全国30の二次医療圏の地域における保険医療機関で、栄養管理にかかる所定の研修を修了した、専任かつ常勤の医師、看護師、薬剤師および専任の管理栄養士から構成される栄養サポートチームが設置されていること。1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね15人以内とする
指導管理	糖尿病透析予防指導管理料	350点/回、月1回	糖尿病指導の経験を有する専任の医師、看護師または保健師、管理栄養士から構成される透析予防診療チームによる透析予防にかかる指導管理を行った場合とする

(2014年12月現在) 診療報酬についての最新の情報は厚生労働省ホームページを参照

※1 有床診療所において、当該保険医療機関以外の管理栄養士が栄養指導を行った場合に算定する

※2 この基準を満たすことができない当該保険医療機関では入院基本料および特定入院料から1日40点を減算する。また、常勤の管理栄養士を配置している有床診療所は「栄養管理実施加算」(12点/1日)が加算できる

(共通)
栄養指導後に、指導内容と指導時間を診療録に記載すること